

様式第7（第8条関係）

特定施設使用廃止届出書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

和歌山県知事様

住所（所在地）
〒〇〇〇-〇〇〇〇
届出者 〇〇県〇〇郡〇〇町〇〇番地

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

株式会社〇〇
代表取締役 〇 〇 〇 〇

電話番号（（〇〇〇）〇〇〇-〇〇〇〇）

特定施設の使用を廃止したので、瀬戸内海環境保全特別措置法第9条の規定により、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	株式会社〇〇工場	※整理番号	
工場又は事業場の所在地	〇〇郡〇〇町〇〇番地	※受理年月日	年 月 日
特定施設の種類	第〇号 (〇〇社製〇〇型 1基)	※施設番号	
特定施設の設置場所	別添配置図のとおり	※備考	
使用廃止の年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日	担当者 職氏名 電話番号	〇〇部〇〇係長 (〇〇〇)〇〇〇 -〇〇〇〇
使用廃止の理由	使用廃止のため		

- 備考 1 ※印の欄には、記載しないこと。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

(記載方法)

- 1 届出者
特定施設又はみなし指定地域特定施設（以下「特定施設等」と記載）の使用を廃止した届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名を記載
- 2 工場又は事業場の名称
特定施設等の使用を廃止した工場又は事業場の名称を記載
- 3 工場又は事業場の所在地
特定施設等の使用を廃止した工場又は事業場の所在地を記載
- 4 特定施設の種類
使用を廃止した特定施設等の種類を記載
- 5 特定施設の設置場所
使用を廃止した特定施設等を色分けする等で明示した**配置図面を添付**
- 6 使用廃止の年月日
特定施設の使用を廃止した年月日を記載
- 7 使用廃止の理由
特定施設等の使用を廃止した具体的な理由を記載（特定施設を撤去しなくても使用を廃止した場合は届出が必要）
- 8 担当者職氏名電話番号
届出内容の照会に応じられる担当者の職氏名及び電話番号を記載

有害物質取り扱いリスト

工場・事業場名称	記入担当部署（又は担当者）	連絡先 TEL
株式会社〇〇工場	〇〇部〇〇係〇〇〇〇	(〇〇〇)〇〇〇-〇〇〇〇

有害物質	該当すれば「○」を記入		取り扱い期間 (有害物質の取り扱い開始から 終了まで)
	特定施設 (有害物質貯蔵指定施設) での取り扱い	特定施設 (有害物質貯蔵指定施設) 以外での取り扱い	
四塩化炭素			
1,2-ジクロロエタン			
1,1-ジクロロエチレン			
1,2-ジクロロエチレン			
1,3-ジクロロプロパン			
ジクロロメタン		○	H4.11～現在も使用
テトラクロロエチレン			
1,1,1-トリクロロエタン			
1,1,2-トリクロロエタン			
トリクロロエチレン			
ベンゼン			
カドミウム及びその化合物			
六価クロム化合物	○		H4.11～H12.11.4
シアン化合物	○		H4.11～現在も使用
水銀及びその化合物			
セレン及びその化合物			
鉛及びその化合物			
砒素及びその化合物			
フッ素及びその化合物			
ほう素及びその化合物			
シマジン			
チオベンカルブ			
チウラム			
ポリ塩化ビフェニル (PCB)			
有機リン化合物（注1）			
アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物			
塩化ビニルモノマー			
1,4-ジメチルベンゼン			
これら上記の全有害物質を取り扱っていない場合は右の空欄に○をご記入ください。			

- 注1 有機リン化合物とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン、EPNをいう。
 注2 有害物質を取り扱うとは、有害物質を製造、使用、処理又は貯蔵する等をいう。
 注3 取り扱う有害物質がある場合は、さらに「有害物質の取り扱い状況」に記入が必要です。
 注4 過去取り扱っていた、または今後使用等する有害物質すべてについて記入すること。

(記載方法)

工場・事業場において「有害物質取り扱いリスト」の一覧にある水質汚濁防止法に定める有害物質を製造、使用、処理、又は貯蔵するなど、有害物質を取り扱う（以下、「取り扱う」と言う。）場合には記入して下さい。また、取り扱うことがない場合は、最下の欄に○を記入して下さい。特定施設で取り扱う有害物質だけでなく、これら以外に届出する工場・事業場内で取り扱われる有害物質についても、取り扱いの有無を記載下さい。過去に取り扱っており、現在取り扱っていない物質についても可能な限り記載下さい。

まず、特定施設又は有害物質貯蔵指定施設で取り扱うのか、それともこれら以外で取り扱うのかにつきまして、どちらか、または両方に○を付けてください。

次に、取り扱っていた期間についても記入下さい（記載例：H10.2～H23.10 / H26.4～）。取り扱い期間が複雑で書ききれない場合などは、別途「有害物質の取り扱い状況」に記載して下さい。

また、なお、有害物質使用特定施設及び有害物質貯蔵指定施設とは以下のとおりです。

●有害物質貯蔵指定施設

有害物質（液状）を貯蔵することを目的として水質汚濁防止法に定める有害物質を「貯蔵している施設」。なお、貯蔵する有害物質の濃度によらず、大臣が定める方法で検出される濃度であれば届出が必要。

●有害物質使用特定施設

水質汚濁防止法施行令別表第1に規定する特定施設のうち、水質汚濁防止法に定める有害物質を、その施設において製造し、使用し、又は処理する特定施設。なお、製造、使用、処理するとは以下のとおり。

製 造	： 当該特定施設において、有害物質を製品として製造すること。
使 用	： 当該特定施設において、有害物質をその施設の目的に沿って原料、触媒等として使用すること。
処 理	： 当該特定施設において、有害物質又は有害物質を含む水を処理することを目的として有害物質を分解又は除去すること。

・有害物質使用特定施設に関する注意点

(1) 直接に特定有害物質を製造、使用又は処理していない施設であっても、以下の施設の場合は含みます。【以下カッコ内は水質汚濁防止法施行令別表第一の施設の番号】

①特定有害物質を使用している試験研究機関の研究棟、病院等に設置された洗浄施設

【第71号の2イ、第68号の2ロ】

②特定有害物質を含む製品（1%以上）を製造する工程に付属する施設

(2) ただし、以下のような場合は、有害物質使用特定施設には該当しません。

- | |
|--|
| ① 特定有害物質を微量に含む原材料を用いるが、当該特定有害物質に対し何らの働きかけをしない行為
(ア) バッチャープラント【第55号】における生コンクリートの製造
(イ) 石炭を原料とする火力発電施設の廃ガス洗浄施設【第63号の3】における廃ガスの洗浄
(ウ) 石油精製業（潤滑油再生業を含む）の用に供する施設【第51号】における原油等の精製 |
| ② 一般廃棄物処理施設【第71号の3】または産業廃棄物処理施設【第71号の4】における廃棄物の処理および下水道終末処理施設【第73号】における下水の処理
(ア) 廃棄物処理施設からの排ガスに含まれる重金属等の処理施設での処理
*ただし、特定有害物質そのものを廃棄物処理施設で処理することは該当します。 |
| ③ 特定有害物質を固体以外の状態にせず、かつ、粉状または粒状にしない形での取扱い
(ア) 特定有害物質を含む固形物（粉状または粒状のものを除く）の洗浄
*ただし、酸等でその固形物の表面を溶解させるか、または研磨等により粉状のものを発生させることを意図して行う場合は該当します。 |
| ④ 特定有害物質が密封された製品の取扱い
(ア) ポリ塩化ビフェニルが封入された電気機器の特定施設の電気系統の一部としての使用 |

有害物質の取り扱い状況

有害物質	薬品名・原料の保管方法（どういう形状のもので購入され、使用等されるまでのように保管されるか）・取り扱い場所（特定施設(有害物質貯蔵指定施設)で取り扱う場合は、どの施設で取り扱われるのか）・取り扱う目的・取り扱い方法・廃液の処理方法・その他
ジクロロメタン	薬品名は▲▲（別添 MSDS 参照）。特定施設ではないが、〇〇のために使用される機械（別添■参照）の部品を洗浄するために使用。部品を水洗等したのち、▲▲をしみ込ませた布で最後に拭く。この布は廃棄物として処理。薬品の入った容器も廃棄物として処理するので、廃液は全て回収されている。
六価クロム化合物	薬品名は XX（別添 MSDS 参照）。今回廃止する特定施設で使用していた。製造する金属部品の表面処理に使用。薬品を、機械の容器に流せば後は自動で表面加工する。廃液は、排水処理施設で処理し排出していた。
シアン化合物	薬品名は YY（別添 MSDS 参照）。現在設置している特定施設で今も使用している。製造する金属部品の表面処理に使用。薬品を、機械の容器に流せば後は自動で表面加工する。廃液は、排水処理施設で処理し排出している。

※過去取り扱っていた、または今後使用等する有害物質すべてについて記入すること。

※有害物質が取り扱われている薬品の成分がわかるもの（MSDS 等）を別途添付すること。

(記載方法)

「有害物質取り扱いリスト」の一覧にある水質汚濁防止法に定める有害物質を取り扱う場合は、それぞれの項目について、薬品名・原料の保管方法（どういう形状のもので購入され、使用等されるまでのように保管されるか）・取り扱い場所（特定施設(有害物質貯蔵指定施設)で取り扱う場合は、どの施設で取り扱われるのか）・取り扱う目的・取り扱い方法・廃液の処理方法等について記入してください。

なお、有害物質を取り扱わない場合は、前述の「有害物質取り扱いリスト」のみ提出頂き、「有害物質の取り扱い状況」については提出して頂く必要はありません。

この記載例以外の記載例を以下に示しますので参考としてください。

【有害物質を取り扱う場合の記載例】

有害物質の取り扱い状況

使用等物質名 (有害物質)	薬品名・原料の保管方法（どういう形状のもので購入され、使用等されるまでのように保管されるか）・取り扱い場所（特定施設(有害物質貯蔵指定施設)で取り扱う場合は、どの施設で取り扱われるのか）・取り扱う目的・取り扱い方法・廃液の処理方法・その他
ジクロロメタン	薬品名は▲▲（別添MSDS参照）。特定施設では使用等しないが、○○のために使用される機械（別添■参照）の部品を洗浄するために使用。部品を水洗等したのち、▲▲をしみ込ませた布で最後に拭く。この布は廃棄物として処理。薬品の入った容器も廃棄物として処理するので、廃液は全て回収されている。
六価クロム化合物	薬品名はXX（別添MSDS参照）。原材料は粉体であり、○○保管室に保管している。○○という特定施設で使用している。製造する金属部品の表面処理に使用。粉体を、当該特定施設の槽で水に溶かして表面処理溶液を作成する。廃液は、殆ど産廃として回収し処理するが、一部回収しきれないものは排水処理施設で処理後、排出される。
鉛化合物	様々な試薬類に含まれており、試験研究時に使用する。使用は研究室内に限られ、廃液及びこれらに使用したフラスコなどの機具類の洗浄水も、鉛が検出限界以下になるまで全量回収し産廃処理するため、排水中には一切含まれない。
シアン化合物	薬品名はYY（別添MSDS参照）。現在設置している特定施設で今も使用している。製造する金属部品の表面処理に使用。薬品を、機械の容器に流せば後は自動で表面加工する。廃液は、排水処理施設で処理し排出している。
アンモニア	アンモニア水(20%w/w)として、最大貯蔵量8tの地上タンクに貯蔵している。アンモニア水は、○○を中和するために使用している。アンモニア水は、タンクローリー車からタンクに供給され、タンクから生産設備に流入する。